

関係各位

2025 年 7 月 4 日
ロッテの経営正常化を求める会
株式会社光潤社
代表取締役社長 重光宏之

ロッテホールディングスの取締役に対する株主代表訴訟の提起について

株式会社ロッテホールディングス（以下「ロッテホールディングス」といいます。）の最大株主である株式会社光潤社及び重光宏之は、このたび、ロッテホールディングスの取締役である重光昭夫、玉塚元一、古田潤、御立尚資、瓜生健太郎、渡辺一文の 6 名に対して、会社に対して損害を与えたことを理由として、ロッテホールディングスへの損害賠償を求めて東京地方裁判所に株主代表訴訟を提起いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提訴請求に至る経緯

ロッテホールディングスの代表取締役会長であり、韓国ロッテグループの最高責任者である重光昭夫氏は、その経営トップに就任してから、韓国子会社における違法行為での逮捕・有罪判決、無軌道な M&A、子会社管理監督義務違反などによって、会社に損害を与え続けた結果、創業者の重光武雄が築き上げた強固な財務基盤を有していたロッテグループの経営状態を悪化させ、現在では、韓国ロッテグループにおいて自ら「非常経営体制」を宣言するまでに至っています。

そして、韓国国内においては、連日その経営危機が繰り返され、信用不安も拡大しています。そのような状況に対して、現経営陣らは優良な子会社や不動産の売却に走る一方で、残されている事業会社の抜本的な改革は置き去りにされています。また、本来必要な経営責任は明確にされず、特に韓国ロッテグループでの事業会社レベルの責任者の多くが退任させられ、一般の従業員たちが早期退職を迫られています。その一方、経営責任を有する重光昭夫氏は韓国財閥トップレベルの報酬を受け続けたり、同氏の息子である重光聡氏は経営実績がない中での異例の昇進を果たしたりするなど、公私混同ともいえるほどの待遇を享受している状況です。

このような危機的状況は、当然ながら日本のロッテグループも無関係ではありません。日韓ロッテグループの親会社に位置するロッテホールディングスの連結計算書類では、2025 年 3 月期末時点で、有利子負債（短期及び長期の借入金、社債、リース債務の合計）が 6 兆 5,859 億円に上る一方、そうした有利子負債の支払利息は 2,652 億円に及び、営業利益 391 億円を遥かに上回る状況に陥っています。また、最終損益についても、設立以来最大となる 1,626 億円の最終赤字を計上するに至っています。

当社及び重光宏之は、このような抜き差しならない状況になる前から、ロッテホールディングスの最大株主としても繰り返し警鐘を鳴らし続けてまいりました。これまで行ってきた株主提案、プレスリリース、株主総会における質問等がその裏付けとなっています（詳細は「ロッテの経営正常化を求める会」の

公式ウェブサイトをご参照ください。<https://www.l-seijouka.com>)。しかしながら、ロッテホールディングスの社外取締役を含む取締役会及び監査役は、重光昭夫氏の経営の実態から目を逸らし、ロッテグループの状況を危惧する株主の真摯な声を無視し続けてきたと言わざるを得ません。

2. 提訴の内容について

ロッテホールディングスの取締役として、以下のとおり、法令違反、子会社管理義務違反、善管注意義務違反等の任務懈怠が認められます。

- (1) ロットホールディングスの韓国子会社であるロッテショッピングにおける業務上背任罪（重光昭夫氏の有罪判決確定）：約 77 億 4,335 万 777 円相当（親族企業に取得させた財産上の利益額）
- (2) ロットホールディングスの韓国子会社 7 社における贈賄罪（重光昭夫氏の有罪判決確定）：約 7 億円相当（韓国ロッテグループの子会社計 7 社から賄賂として支払われた金額）
- (3) ロットホールディングスの韓国子会社であるロッテショッピングにおける大規模流通業法違反（6 件の課徴金納付命令）：約 50 億 990 万円相当（課徴金の合計額）
- (4) 過剰な兼任をしている重光昭夫氏に対するロッテ HD 取締役の過剰報酬（支払い済み）：約 9 億 6,530 万円相当（韓国上場子会社を通じて支払われた報酬額約 21 億 6,530 万円相当からロッテホールディングスの取締役の報酬の枠である 12 億円を差し引いた額）

上記の任務懈怠について、下表のとおり、重光昭夫氏については、(1) 乃至 (3) の法令違反による損害として 134 億 5,325 万 777 円を賠償するよう求めるものです。また、重光昭夫氏を含む取締役 6 名に対しては、(4) の過剰な報酬による損害として 9 億 6,530 万円を連帯して賠償するよう求めるものです。

氏名	役職等	請求内容	請求額
重光昭夫	代表取締役会長	(1) 業務上背任罪 (2) 贈賄罪 (3) 大規模流通業法違反	約 134 億 5,325 万 777 円相当
玉塚元一	代表取締役社長	(4) 過剰報酬	約 9 億 6,530 万円相当
古田潤	取締役		
御立尚資	社外取締役（元ボストン コンサルティンググル ープ日本代表）		
瓜生健太郎	取締役（弁護士）		
渡辺一文	社外取締役（元 SOMPO ホールディングス執行 役員）		

なお、上記 (1) または (2) による損害額について、各犯罪行為により損害が生じた各子会社に対して重光昭夫氏等が既に弁済をしているといった主張がなされたとしても、当該弁済が実際に支払われているかは全く定かではなく、また、犯罪行為によってロッテグループの信用毀損による損害も生じていると

考えられることから、損害がなかったということには当然なり得ません。今後、当社および重光宏之は、株主代表訴訟の過程で、そうした信用毀損による損害についても主張していく予定です。

また、(4) の過剰報酬についても、あくまで現時点で推定される最低額を請求しているものですが、今後、ロッテホールディングスの報酬枠を超えて、子会社群を通じて実態のない形で重光昭夫氏に対して役員報酬が支払われていることが明らかになった場合には、そうした損害についても主張していく予定です。

3. 今後の方針について

ロッテホールディングスの取締役会は、経営危機に至るまでの間も、ロッテグループを危機に陥れている張本人である重光昭夫氏について、韓国ロッテグループをけん引できるのは同人物しかいないなどと根拠のない擁護・追認を繰り返してきました。さらには、既に業績不振が明らかになっている 2022 年 6 月の定時株主総会において、取締役の員数が増加していないにもかかわらず取締役の報酬枠を年額 7 億円以内から年額 12 億円以内に大幅に増額するといった対応を行ってきました。最も経営責任の重い重光昭夫氏はもとより、高額な報酬を享受しながら、重光昭夫氏の放漫経営を追認し続けてきたこれまでの取締役も、たとえ退任した後であっても、在任中の任務懈怠や善管注意義務違反からは逃れられるものではありません。さらには、これだけの法令違反や経営不振、公私混同などが明らかになっている中で、本来求められる責任を放棄し、重光昭夫氏への責任追及を行わないという判断を行った監査役についても、全く機能していないと言わざるを得ません。

真面目に事業に取り組む数多くのロッテグループの役職員のためにもそのような「逃げ得」を許してはならないと考えます。

当社及び重光宏之といたしましては、上記の株主代表訴訟を通じて、ロッテホールディングスの取締役の法的責任の追及を行うとともに、今後も引き続きロッテグループの経営及びその取り巻く状況を注視し、ロッテの経営正常化のために必要なアクションをとってまいります所存です。

以上